

かわまちづくり支援制度について

説明資料

－「かわまちづくり」とは？－

以前の「かわづくり」と「まちづくり」は別々に考えられることが多く、かわづくり側では河川利用に特化した河川空間利用が計画され、まちづくり側では河川空間を積極的に活かそうという発想がないまま都市計画が進められる状況でした。



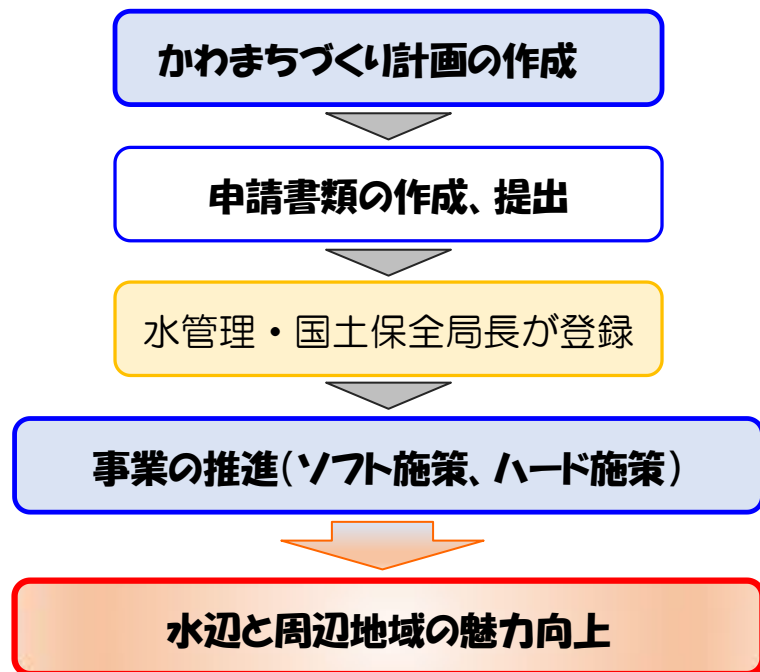
そのような、互いに連携・融合がなされない“もったいない”状況を見直し、「かわづくり」と「まちづくり」を一緒に考えようという「かわまちづくり」制度がスタートしました。

1. 「かわまちづくり」支援制度について

○「かわまちづくり」支援制度とは

「かわまちづくり」支援制度とは、地域活性化のために市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間形成を目指す取り組みです。

かわまちづくりの流れ



☒ : 関係機関が連携して実施
(推進主体※1、住民、河川管理者)

☐ : 推進主体※1が実施

※1: 推進主体となるのは、①市町村、②市町村及び民間事業者、
③市町村を構成員に含む法人格のない協議会

河川管理者による支援内容

◆ソフト施策

- 河川敷のイベント広場やオープンカフェの設置等、地域のニーズに対応して河川敷地を利用できるように支援



川沿いでオープンカフェを営業:福岡市(那珂川)

◆ハード施策

- 治水上や河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設を整備(事業着手後、概ね5カ年で推進)



散策路の整備:大津市(瀬田川)

2. かわまちづくりの視点

かわまちづくりについては、以下のような視点から整備を行うことが多い。

視点1 「かわ」を活用した観光利用を促進する

坂路や階段護岸の整備等により、集客しやすい環境整備を行い、周辺に存在する歴史や文化などの資源と連携した観光利用を促進する。

視点2 水辺に親しむ拠点を形成する

親水護岸やワンド、水辺に近づくことのできる坂路、階段などの整備によって、カヌーなどのアクティビティや環境学習などの拠点を形成する。

視点3 流域のネットワーク利用を促進する

サイクリングロードや散策道、誘導サインを整備し、既存のネットワークと繋げることによって、まちも含めた流域のネットワーク利用を促進する。

視点4 周辺拠点施設と一体となった水辺利用を促進する

「道の駅」や「都市公園」などの周辺の利用拠点と連続した水辺拠点整備、及びイベント等での連携を図り拠点と一体となった水辺利用を促進する。

視点5 福祉利用の拠点を形成する

病院や老人ホーム、デイケアセンター等の福祉施設の周辺において、散策やリハビリで安全・安心に河川空間を活用できるようにするため、スロープや散策路等の整備を行うことによって、福祉利用の拠点を形成する。

《推進主体》

河川管理者と連携して「かわまちづくり」を推進する主体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 市町村
2. 市町村及び民間事業者
3. 市町村を構成員に含む法人格のない協議会

《登録要件》

支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
2. 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
3. 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
4. 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備を計画し、良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川

《かわまちづくりの計画作成等》

1. 支援制度の登録を受けようとする推進主体は、河川管理者と共同で、別途定める様式により「かわまちづくり計画」を作成するものとする。
2. 「かわまちづくり計画」に定める内容は次のとおりとする。
 - (1) 水辺とまちづくりに関する基本方針
 - (2) 支援事業の内容(ソフト施策、ハード施策)
 - (3) その他特筆すべき事項

4. かわまちづくり整備事例

視点1 「かわ」を活用し観光利用を促進する

(1) 都城地区かわまちづくり(宮崎県都城市)

- ・河畔の川の駅公園やななつ星撮影スポット、歴史資料館と一体となった観光拠点の創出
- ・坂路や通路整備等により子供達が安全に遊べる場として利用できる河川空間を創出



4. かわまちづくり整備事例

視点2 水辺に親しむ拠点を形成する

(2) 函南町塚本地区かわまちづくり(静岡県函南町)

- ・「道の駅・川の駅」と連続した水辺空間整備
- ・伊豆半島の新たなスポーツツーリズムなど
観光・体験の拠点として機能
- ・河川の維持管理や利活用は函南町・国・地域
住民・NPO・観光協会等の関係団体が一体と
なって取組む



「スポーツツーリズム」の拠点
として利活用



子どもたちの「環境学習や
体験活動」の場としての利活用



水辺整備イメージ

函南町が行う事業（ハード施策）

- ・芝生広場やドッグランの整備
- ・サイン(案内サイン、誘導サイン等)の整備 等

国が行う事業（ハード施策）

- ・船着場や水際への階段整備
- ・道路から水辺への階段やスロープの整備
- ・散策路(管理用通路)の整備
- ・ワンド※の整備(水際の安全策) 等

※ワンドとは

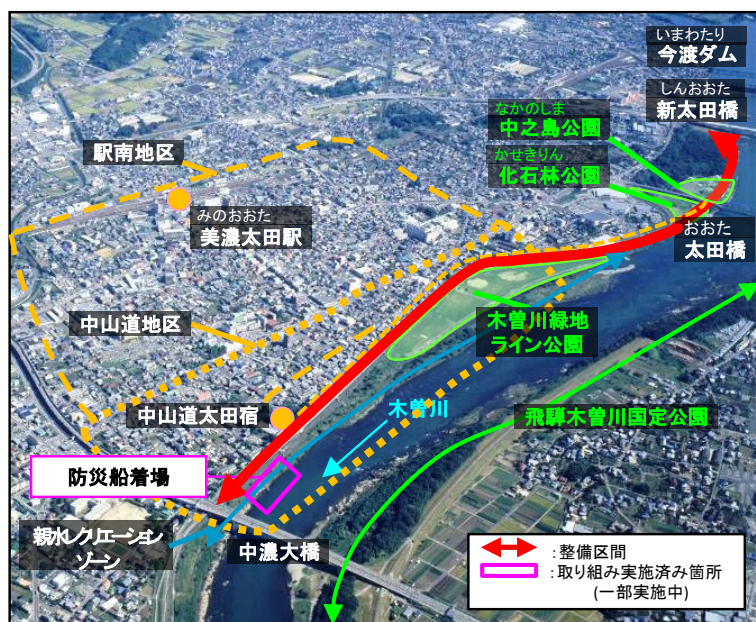
河川内で入江状になっている箇所。ワンドの大きさはさまざまで、形状、深さ、底質も変化に富んでおり、多様な魚介類や植生等の生息空間になっている。

4. かわまちづくり整備事例

視点3 流域のネットワーク利用を促進する

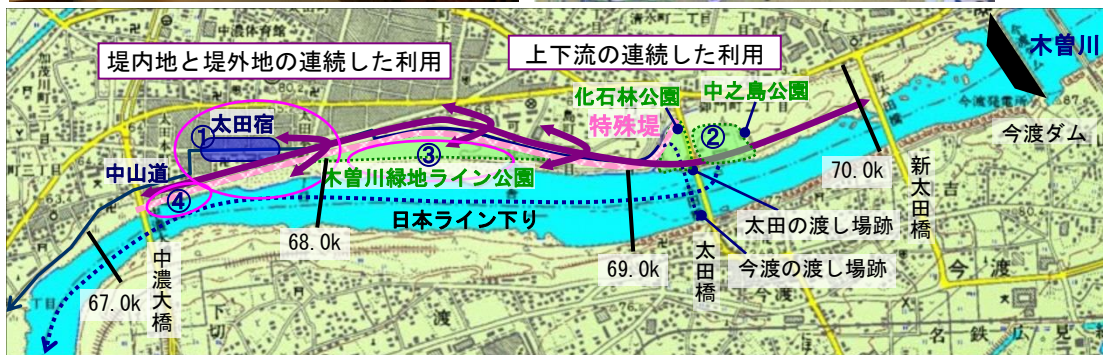
(3) 美濃加茂地区かわまちづくり(岐阜県美濃加茂市)

- ・水辺の散策路の整備、堤防道路のネットワーク動線としての活用、サイン案内板等による街中の拠点への誘導により、“かわ”と“まち”のネットワーク化を図る。
- ・水辺の拠点公園、自然環境・景観、街の資源を結んだ魅力あるネットワークを形成することで、“かわ”と“まち”が一体となったネットワーク利用を促進する。



①太田宿中山道会館(美濃加茂市HPより)

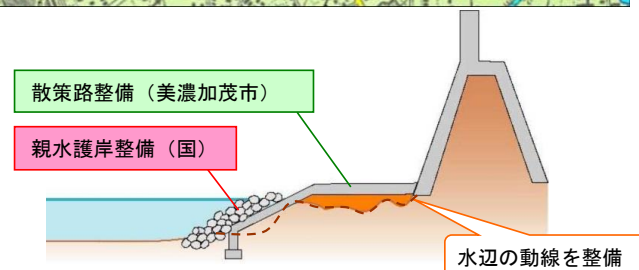
②OUTDOOR PICNIC 川の勉強会 (中之島公園)



③木曽川緑地ライン公園
おん祭MINOKAMO 夏の陣



③木曽川緑地ライン

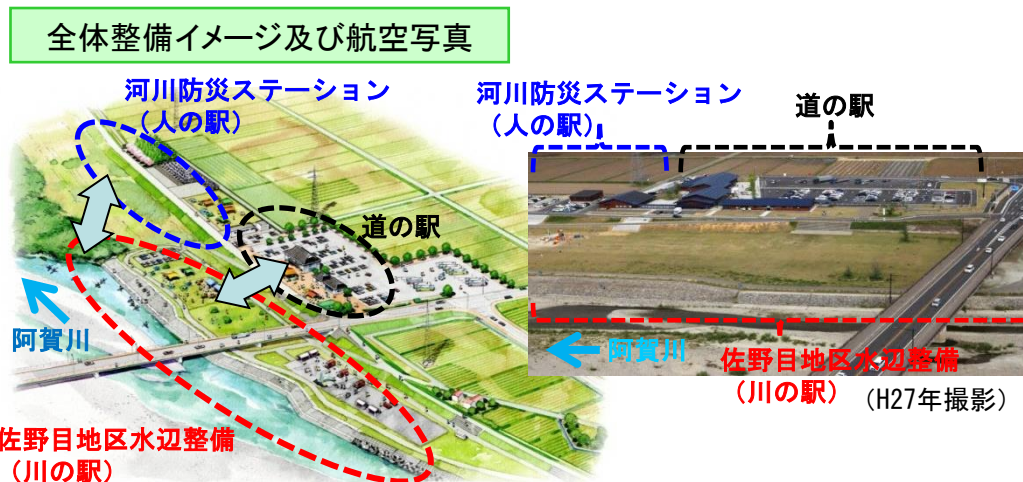


4. かわまちづくり整備事例

視点4 周辺拠点施設と一体となった水辺利用を促進する

(4) 佐野目地区かわまちづくり(福島県湯川村)

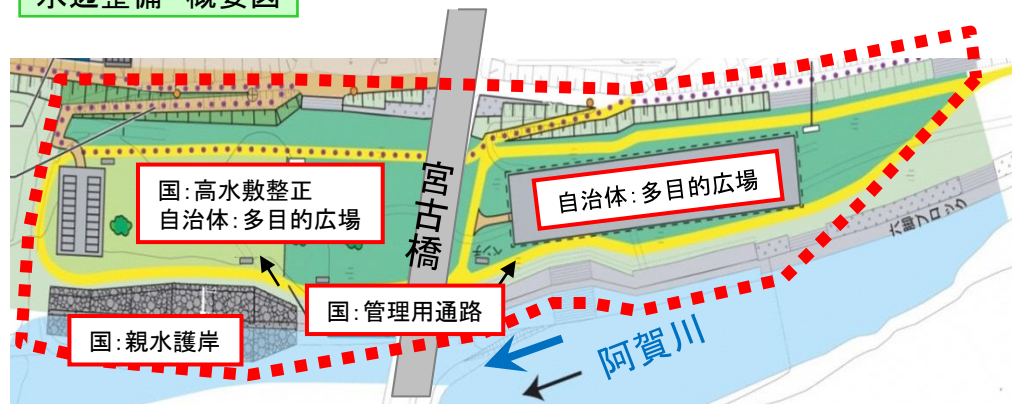
- ・「道の駅」と一体となった水辺整備により、地域住民の交流及び地域活性化の拠点とする。
- ・毎年、道の駅と共同でのイベント「ふれあいフェスタ」を開催。



道の駅との
共同イベント
開催状況



水辺整備 概要図



4. かわまちづくり整備事例

視点5 福祉利用の拠点を形成する

(5) 網走かわまちづくり(北海道網走市)

- ・高齢者や障がい者等が安全に利用できるようバリアフリー化を行い親水性を向上
- ・河川沿いの通路の整備により支障箇所を解消

